

# INFORMATION

No. 2009-17

## 新規受託のお知らせ(1)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、特定化学物質障害予防規則(特化則)の一部が改正されました。この改正の中で「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定がスチレンによるばく露状況を評価するための検査であること」が示されました。

これに従い、尿中のマンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量をご報告する下記項目の新規受託を開始させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

### ■検査要項

コード	検査項目名	採取容器	検体量	検査方法	基準値 (単位)	所要 日数	実施料 [判断料区分]
1087	スチレン代謝物	e	尿 1.0mL (冷蔵)	LC-MS	0.43 以下※ (g/L)	5日～ 6日	未収載

※ 合算値としての指標: 生物学的許容値 0.43 g/L 以下

◇ 報告形態 ・マンデル酸(MA) ・フェニルグリオキシル酸(PGA) ・合算値(MA+PGA)  
上記3つの値をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません)

◇ 以下、特別有機溶剤(スチレン)における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・ 特有剤	一次 健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニル グリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査 及びマンデル酸の量の測定

### ■受託開始日

2020年 10月 1日(木) より受託開始

株式会社 武蔵臨床検査所

\* お問い合わせは当社または担当者までお願いいたします。

〒358-0013 埼玉県入間市上藤沢309-8  
TEL 04-2964-2621 FAX 04-2964-6659  
URL <http://www.e-musashi.co.jp>